

議案第7号

倉敷市公民館条例の改正について

2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり、議決を求める。

令和3年2月12日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市公民館条例の一部を改正する条例

倉敷市公民館条例（昭和44年倉敷市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2その2の項の表倉敷市琴浦公民館の項を次のように改める。

倉敷市琴浦公民館	第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540
	第2会議室						
	第3会議室						
	和室						
	工作室						
	陶芸窯室	660	660	660	880	880	1,100
	調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市琴浦公民館の建替えに伴い、倉敷市琴浦公民館の使用料に係る規定を整備するため、条例を改正するものである。

倉敷市公民館条例（昭和44年倉敷市条例第35号）新旧対照表

27

新									旧											
別表第2（第12条関係） その2									別表第2（第12条関係） その2											
(単位 円)									(単位 円)											
館名	区分	金額						備考	館名	区分	金額						備考			
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで				午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで				
(略)									(略)											
倉敷市 琴浦公 民館	第1会議室	330	550	660	880	1,210	1,540		倉敷市 琴浦公 民館	大 本 市 住 民 二 ル	入場料 等を徴 収しな い場合	880	1,320	1,650	2,200	2,970	3,850	控室を 含む。		
	第2会議室																			
	第3会議室																			
	和室																			
工作室								入場料 等を徴 収する 場合			1,320	1,980	2,530	3,300	4,510	5,830				
陶芸窯室	660	660	660	880	880	1,100		本 市 住 民 で な い			入場料 等を徴 収する 場合	1,650	2,640	3,300	4,290	5,940	7,590			
調理実習室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190					入場料 等を徴 収する 場合	2,200	3,300	4,180	5,500	7,480	9,680			
(略)											(略)									

--

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - (1) 大ホール 1,320円
 - (2) 大ホール以外 165円
- 2 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 3 倉敷市児島公民館球技施設の所在地は、倉敷市児島小川町3672番地1とする。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

者	収する 場合						
第1会議室		330	550	660	880	1,210	1,540
第2会議室							
第3会議室							
第1和室							
第2和室							
工作室							
調理実習室		1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190

(略)

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - (1) 大ホール 1,320円
 - (2) 大ホール以外 165円
- 2 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 3 倉敷市児島公民館球技施設の所在地は、倉敷市児島小川町3672番地1とする。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。